

国民健康保険税

医療費の支払いなどに充てられる大切な財源

国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて加入者がお金(保険税)を出し合い、医療費の支払いなどに充てる「助け合いの制度」。

皆さんが納める保険税は、国の負担金などと共に大切な財源です。

本年度分の納税通知書は6月中旬に郵送します。必ず納期内に納めましょう。

納税義務者は世帯主

国保は世帯単位で加入するため、世帯主が保険税の納税義務者となります。国保に加入していない世帯主でも、世帯内に加入者がいる場合は課税されます。

税率と課税方法

本年度の税率は別表のとおりです。加入者それぞれの所得割、資産割、均等割を計算した額に、平等割を加えた合計額が世帯主に課税されます。また医療分、後期高齢者支援金は全ての加入者、介護分は40歳以上65歳未満の加入者が対象となります。

保険税の軽減(減額)

●所得が一定額以下の世帯
前年所得が一定額以下の場合、

均等割、平等割を軽減します。

7割軽減/世帯主と国保加入者の前年所得の合計が33万円以下

5割軽減/世帯主と国保加入者の前年所得の合計が、33万円+

国保加入者数×26・5万円以下

2割軽減/世帯主と国保加入者の前年所得の合計が、33万円+

国保加入者数×48万円以下

※申告をしていない人がいる世帯は対象外。前年の所得がなくても申告を行ってください。

●倒産や解雇などで離職

65歳未満の人で倒産や解雇などにより離職し、雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者となった場合、申請により保険税を最大で2年間軽減します。

●社会保険などからの移行

社会保険などの加入者が、後期高齢者医療制度に移行したことで、扶養になっていた人が国保に加入する場合、保険税の減

税を最大で2年間軽減します。

●特別徴収(年金天引き)

年金収入額や世帯の国保加入状況から、対象となる人が決まります。年金の支払い月に年金から天引きになります。

●保険税を滞納すると

納期限を過ぎても納付されない、督促・催告を受け保険証の有効期限が短くなることがあります。さらに滞納が続く場合は、医療費が全額自己負担になったり、財産の差し押さえなどを受けることもあります。

●やむを得ない事情で納付が困難な場合は、相談してください。

●納税の相談
税務課収税班
62・5321

●課税の内容
税務課課税班
62・5321

●納税の相談
税務課収税班
62・5321

●納税の相談
税務課収税班
62・5321

●納税の相談
税務課収税班
62・5321

納期内に納めてね



旭市イメージアップ
キャラクター
「あさビー」

●普通徴収(納付書、口座振替)
納付書に記載のある金融機関やコンビニエンスストアなどでの納付、口座振替での納付になります。6月から翌年1月まで、8回に分けて納めます。

●特別徴収(年金天引き)
年金収入額や世帯の国保加入状況から、対象となる人が決まります。年金の支払い月に年金から天引きになります。

●保険税を滞納すると
納期限を過ぎても納付されない、督促・催告を受け保険証の有効期限が短くなることがあります。さらに滞納が続く場合は、医療費が全額自己負担になったり、財産の差し押さえなどを受けることもあります。

●やむを得ない事情で納付が困難な場合は、相談してください。

●納税の相談
税務課収税班
62・5321

●課税の内容
税務課課税班
62・5321

●納税の相談
税務課収税班
62・5321

●課税の内容
税務課課税班
62・5321

●納税の相談
税務課収税班
62・5321

●課税の内容
税務課課税班
62・5321

●納税の相談
税務課収税班
62・5321

●課税の内容
税務課課税班
62・5321

●納税の相談
税務課収税班
62・5321

●課税の内容
税務課課税班
62・5321

●納税の相談
税務課収税班
62・5321

●課税の内容
税務課課税班
62・5321

●納税の相談
税務課収税班
62・5321

●課税の内容
税務課課税班
62・5321

●納税の相談
税務課収税班
62・5321

●課税の内容
税務課課税班
62・5321

●納税の相談
税務課収税班
62・5321

●課税の内容
税務課課税班
62・5321

●納税の相談
税務課収税班
62・5321

【別表】国民健康保険税の税率など(平成28年度)

課税区分		医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割額	(前年の所得－33万円) × 税率	6.6%	2.3%	1.7%
資産割額	土地と家屋の固定資産税額 × 税率	20.0%	－	－
均等割額	加入者 1 人当たり	21,000円	12,000円	14,000円
平等割額	1 世帯当たり	26,000円	－	－
課税限度額	世帯に課税される上限の額	51万円	14万円	12万円